

商工建設常任委員会会議録

平成28年10月31日

場 所 第5委員会室

平成28年10月31日(月曜日)

午前11時34分開会

会議に付託された議案等

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

・「(仮称)美しい宮崎づくり推進条例」の骨子(案)等について

出席委員(8人)

委員 長	清山 知憲
副委員 長	岩切 達哉
委員	蓬原 正三
委員	丸山 裕次郎
委員	横田 照夫
委員	後藤 哲朗
委員	徳重 忠夫
委員	西村 賢

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

県土整備部

県土整備部長	東 憲之介
県土整備部次長 (総括)	川 畠 達 朗
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	大 谷 睦 彦
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	森 山 福 一
高速道対策局長	前 内 永 敏
部参事兼管理課長	佐 野 詔 藏
用地対策課長	河 野 和 正

技術企画課長	木 下 啓 二
工事検査課長	甲 斐 重 隆
道路建設課長	蓑 方 公
道路保全課長	上 田 秀 一
河川課長	阿 佐 真 一
ダム対策監	矢 野 康 二
砂防課長	永 井 義 治
港湾課長	矢 野 透
空港・ポート セールス対策監	小 倉 佳 彦
都市計画課長	巢 山 藤 明
建築住宅課長	上別府 智
営繕課長	山 下 幸 秀
施設保全対策監	宮 里 雄 一
高速道対策局次長	奥 泰 裕

事務局職員出席者

議事課主任主事	森 本 征 明
議事課主事	八 幡 光 祐

○清山委員長 商工建設常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、お手元に配付してある案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時36分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

先ほど委員一同で芳ノ元トンネルの工事現場を視察させていただきました。大変な難工事であることがよくわかりました。高速道対策局長

にも随行いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の報告事項の説明を求めたいと思います。

○**東県土整備部長** 県土整備部でございます。現場の視察、御苦労さまでございました。

それではよろしく願います。

座って報告させていただきます。

説明に入ります前にお礼を申し上げます。

先月24日に都城市で行われました山之口スマートインターチェンジの開通式及び今日1日に行われました東九州自動車道日南・志布志道路の中心杭打ち式、並びに東九州自動車道建設促進日南・串間・志布志地区総決起大会、さらには、20日の東京都での九州中央自動車道建設促進中央提言におきまして、お忙しい中、県議会より御出席いただきました。この場をおかりしましてお礼申し上げます。

今後とも、東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成に向けまして、地元や関係団体等と連携を図りながら、全力で取り組んでまいりたいと存じますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきますその他の報告事項でございますが、(仮称)美しい宮崎づくり推進条例の骨子案について御報告させていただきます。

詳細につきましては、都市計画課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○**巢山都市計画課長** 都市計画課でございます。

私のほうから(仮称)美しい宮崎づくり推進条例の骨子案等について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

本条例は、これまで(仮称)県土美化条例と

して検討を進めてきたものでございますが、よりわかりやすく親しみやすい名称をとった御意見を踏まえまして、仮称ではありますが、今回、見直しを行ったものでございます。

まず、1の条例制定の目的についてでございますが、沿道修景を初めとするこれまでの取り組みを継承・発展させ、豊かな暮らしを実現するため、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりを総合的に、県土全体に広げて推進する条例を制定するものであります。

次に、2の条例の制定に向けたこれまでの取り組みについてでございますが、庁内の関係課長を委員とします検討会議や学識経験者などからなる有識者会議、県民アンケートなど、幅広く意見を伺いながら議論を重ねてきたところであります。

3、条例の概要につきまして、資料の2ページ、別紙1をごらんください。

条例の構成案であります。

括弧書きで太い文字で表記されておりますが、まず、前文、目的、定義、基本理念、各主体の責務又は役割といった条例の基本的な事項を定め、続いて、美しい宮崎づくりを総合的かつ計画的に推進するための推進計画の策定及び推進体制の整備に関することを定めるほか、美しい宮崎づくりを進める上で欠かすことのできない施策となります、地域の特性を生かした景観の保全または創出に関する、景観を資源として活用するための環境づくり、公共事業に係る良好な景観の形成、美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成に関することについて定めることとしております。

なお、詳しい内容につきましては、後ほど御説明いたします。

本資料におきまして、中ほどから下の別紙2

参照と記載しているものに3つの項目がございますが、これにつきまして、内容が多岐にわたりますので、具体的な施策のイメージを写真で、次ページ以降に御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

まず、左上の地域の特性を生かした景観の保全及び創出に関する施策のイメージであります。

写真で御紹介していますイメージは、1つ目に自然景観の保全・創出に関する取り組みとして豊かな自然を守り育むこと、2つ目に農山漁村景観の保全及び創出に関する取り組み、日々の営みが地域の特徴ある景観を生み出し、その持続のため地産地消を進めること、3つ目に歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出に関する取り組み、4つ目に潤いと安らぎのあるまちなみ景観の保全及び創出に向けた取り組みのほか、5つ目に市町村の区域を超えるような広域的景観の保全及び創出に向けた施策についても取り組みたいと考えているところです。

資料の4ページをごらんください。

ここは景観を資源として活用するための環境づくりに関する施策のイメージであります。

1つ目に視点場の整備に関すること、2つ目に沿道及び沿線の整備等に関すること、3つ目にもてなしやにぎわいが感じられる空間づくり等に関すること、4つ目に景観の阻害要因となっている工作物の改善に関すること、これにつきましては、写真のイメージで、左側が、鉄塔下の地上機器を植栽で囲ったもの、真ん中が、鉄塔を周辺環境に合わせまして目立たないように着色したもの、あるいは電柱を無電柱化するという取り組みであります。5つ目に積極的な情報発信についても取り組みたいと考えているところです。

資料の5ページをお開きください。

美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成に関する施策のイメージであります。

ここでは、1つ目にシンポジウムなどの普及啓発に関すること、2つ目に人材の育成などに関すること、3つ目に美しい宮崎づくりに取り組む各種団体の登録制度に関すること、4つ目に専門的な知識を有する法人を景観形成促進機構として指定する制度に関すること、5つ目に美しい宮崎づくりへの理解と活動への参加を促進するための推進強化月間に関すること、6つ目に表彰制度に関することを盛り込みたいと考えているところです。

資料6ページをごらんください。

それでは、条例の骨子案について御説明いたします。

まずは、条例の前文に当たります基本的考え方がございます。ここでは、条例制定の背景や意義等について記載することとしております。

1段落目から2段落目にかけて、本県の豊かな自然を背景に、もてなしの心を持って磨き上げられた美しい景観が、3段落目に、本格的な少子高齢化社会や人口減少社会を迎え、損なわれようとしていること。

また、人々の価値観や旅行者のニーズも多様化していることなども踏まえ、この条例の意義としまして、地域にある身近な景観の価値を認識し、美しい宮崎の景観を守り、創り出し、生かしていく取り組みをたゆまず推進し、県民一人一人の力を合わせて、世界に誇れる美しい郷土を将来の世代に引き継いでいくといった決意を述べているところです。

資料の7ページをお開きください。

ここでは、1番、条例制定の目的、2番、美しい宮崎づくりに関する定義のほか、3番に、基本理念としまして、現在及び将来の県民がそ

の恩恵を享受できるように推進すること、地域への愛着や誇りを醸成するように推進すること、もてなしの心を持って推進することなどの5つの基本理念を定めることとしております。

資料8ページをごらんください。

4番、広域行政の担い手として総合的な施策を推進するという県の責務、5番、景観行政を主体的に担うものとしての景観行政団体としての市町村の役割、6番、美しい宮崎づくりの重要な担い手としての県民の役割を定めることとしております。

続きまして、9ページをお開きください。

7番、事業者の役割としまして、事業活動における周辺の景観への配慮や地域で行われる取り組みへの協力に関することなどを定めることとしております。

資料の10ページをごらんください。

推進計画の策定等についてですが、さまざまな主体が共通認識を持って美しい宮崎づくりを推進できるよう、施策の方向や具体的な内容を盛り込んだ推進計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりたいと考えています。

次に、必要な推進体制の整備に関することを定めることとしております。

資料の11ページをお開きください。

11ページと12ページにかけましては、地域の特性を生かした景観の保全または創出に関する施策を定めております。

まず、11ページでは、1つ目に自然景観、2つ目に農山漁村景観、3つ目に歴史的景観及び文化的景観の保全及び創出に関する施策を定めることとしております。

次に、12ページをごらんください。

4つ目に潤いと安らぎのあるまちなみ景観の

保全及び創出、5つ目に市町村の区域を越えて広がるような広域的景観の保全及び創出に関する施策について定めることとしております。

なお、条文では、主な施策を代表して例示しておりまして、全ての施策を条文中には盛り込めませんので、先ほど御説明いたしました推進計画に必要な施策を定めることを考えております。

資料の13ページをお開きください。

景観を資源として活用するための環境づくりについて、まず、13ページでは、1つ目に展望所を初めとする視点場やその周辺の整備に関すること、2つ目に沿道及び沿線並びにその周辺の整備に関すること、3つ目に憩いや交流の場となる空間づくり、体験活動の機会の提供など、もてなしと賑わいの空間づくりに関すること。

14ページをごらんください。

4つ目に、良好な景観の形成を阻害する要因となっている工作物等の改善や積極的な情報発信に関することを定めることとしております。

資料15ページをお開きください。

公共事業における景観への配慮に関することを定めるものです。

資料の16ページをごらんください。

美しい宮崎づくりを推進するための担い手の育成について、まず1つ目に、幅広く美しい宮崎づくりに関する理解を深めてもらうための普及啓発に関すること、2つ目に、将来を担う子供たちや専門的知識を有する人材の育成に関すること、3つ目に、美しい宮崎づくりに取り組む各種団体間の連携強化などを目的とした登録制度の創設や、4つ目に、本県独自の制度として、美しい宮崎づくりに関する専門的知識を有する法人の指定制度を設けることなどを定めることとしております。

17ページをお開きください。

ここでは、担い手育成に関する5つ目の施策として、推進強化月間を定めることや、6つ目の施策として、顕著な功績のあった方への表彰制度の創設などを定めることとしています。

18ページをごらんください。

ここでは、財政上の措置を初め、その他必要な規定を別に定めることができる規定を定めるものでございます。

条例骨子案の説明は以上でございますが、最後に資料の1ページに戻っていただき、4の今後のスケジュールをごらんください。

11月4日から12月5日にかけてパブリックコメントを行うとともに、11月5日より、県内8カ所で条例骨子案の説明会を行い、幅広く意見を求めた上で、来年2月に県議会への条例案を上程させていただき、4月から条例を施行できるように取り組んでまいりたいと考えております。

都市計画課の説明は以上であります。

○清山委員長 執行部の説明が終わりました。

委員の皆様、質疑はございませんか。

○横田委員 この前もちょっとお尋ねしたんですけど、13ページの1の視点場の整備等についてです。私のとこの地区も宮崎市が持っている公園が山の上にあります、地元の有志の人たちでいつも整備をしているんですけど。以前はすごく景観がよくて遠いところも見え、町並みなんかも見えたんですけど、周辺の杉の木とかがすごく大きくなって、今、全然視界がきかないんです。その杉の木とかは民間の所有になっているんですけど、そういうのも含めて、樹木の伐採等をしていただけるということではないでしょうか。

○巢山都市計画課長 この取り組みにつきまし

ては、県、市町村、県民、事業者、みんなで取り組む条例ということで、すぐれた景観が生活を豊かにすることを目的としまして、みんなで取り組むということです。今後、推進計画等につきましても、伐採することによって景観を新たに生み出す、取り戻す、そういった施策についても検討したいと考えております。今後、推進計画等において、市町村とも協議してまいりたいと考えております。

○横田委員 例えば、木を伐採する場合、木の買い上げというか、その予算的なものは市町村とかが受け持つことになるのでしょうか。

○巢山都市計画課長 これは全庁的な取り組みであり、市町村も含めまして、県民全体での取り組みというところで、推進計画の中でお互いの役割分担を決めながら実施していこうと考えているところでございます。

予算等につきましては、推進体制の整備、県民の皆さんへの普及啓発、それから、人材育成の取り組み、現在活動している人への励みとなる表彰制度などの予算について、現在、検討しているところでございまして、今後、推進計画の中で協議しながら、必要となる予算について、財政とも協議しながらということになりますけれども、現在のところは検討中でございます。

○大谷県土整備部次長(道路・河川・港湾担当)

先ほど課長が言いましたように、基本的には推進計画で定めませんが、例えば、木が生えていて、そこを伐採しようとするときには、基本的には管理者の方にならうかと思えます。

そのあたりは予算的な話もどうなるかというのはありますので、また、管理者の方、市町村なり、民間の方と協議をしていった上で決めていくことにならうかと思えます。

全て県のほうでやるという趣旨ではございま

せん。

○蓬原委員 同じ13ページの2、道路及び鉄道線路から見える良好な環境ということなんですけれど、これから恐らく人口減少の中で、道路等の阻害要因というか、見てくれが非常に悪い状況をつくっていくのが廃屋、空き家だろうと思うんです。もう既にあちこち目立っておりますので。これは、特別措置法もできているわけなんですけれど個人の所有であるし。

この前聞いた話によると、簡単に壊せないんだと。そこに仏壇があるので、空き家ではあるけれども、よそにいる方たちの心のよりどころになっていて、たまにそこに墓参りに帰ったときに拝まないといけないので、なかなか処理できないようなこともあって、朽ちるまで結果的には残ってしまってるということもあってると。

確かに、言うはやすく行うは大変なんだと、難しいなとも思ったんですけれど、この廃屋に対する対応というか、このこともしっかりやっていかないと恐らくこれからどんどんふえていくでしょうから。今、どうという具体策はないかもしれませんが、お願いをしておきたいなと思っています。

○丸山委員 18ページに財政上の措置というのが努力義務みたいな感じについているんですけれども、やはり、沿道修景美化条例ができて7億円、8億円ぐらいの予算がついているものですから、この条例ができるに当たって、予算措置がないと、何もできないと思っております。

また、できればスタートダッシュのときに予算を確保しないと、なかなか獲得しづらいんじゃないかと思っております。財政上、非常に厳しいということで、すぐ逃げてしまうものですから、そうじゃなくて、しっかりと意気込みを見せていないと、市町村、また、事業者、県民も

なかなかついてこれない、動けないと懸念するものですから、財政上の措置をどのように取り組むのかという意気込みを教えてくださいとありがたいと思います。

○巢山都市計画課長 18ページ、財政上の措置とあります。

ここでは、必要な財政上の措置を講ずるということで、必要なというところで、査定は当然ございますけれども、今後、推進計画策定の中で必要な施策に伴う予算等について協議をしていきたいと思っております。

やはり人の参加、総合的に動いていただくためにはそれなりのものは必要であろうと思っておりますけれども、これは財政課との協議ということで、部としては頑張っていきたいと思っておりますが、この取り組みにつきましては、県土整備部が条例を現在検討はしておりますけれども、県土整備部だけではございませんで各部局も関係してまいります。そういったあたりで連携しながらやっていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、いま、課長が言われたように、関係部局、いろんな取り組みをしていかないといけないわけでありまして。

中心になるのは、県土整備部と思っておりますので、県土整備部がしっかり予算を確保しているよと、各部にこの予算があるから、十分に予算を措置しているから動いてほしいと。また、市町村のほうにもアプローチをかけて、動いてほしいという意気込みをしっかりと見せていただくには、やっぱり予算がないと、結局、絵に描いた餅になってしまってどうなるのかなと。

沿道修景ですら、なかなか以前のようなきれいな沿道かという非常に心配な面もあるものですから、これが絵に描いた餅にならないように、美しい宮崎づくりのためにやっていくとい

う意気込みで、10年後には国体もあることを踏まえながら、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

○森山県土整備部次長（都市計画・建築担当）

補足させていただきます。

予算措置についてでございますけれども、今、委員からも御指摘がありましたように、県庁全体で、いわば市町村も含めて、県民、事業者、県全体で取り組んでいこうというものでございまして、各部局のほうには、それぞれで美しい宮崎に関するような施策とか、条例、計画等ございますので、そちらのほうでまた頑張ってくださいと。予算の確保も今以上に確保していただきたいと、そういうお願いもしておりますし、そのように考えております。

また、きょうの宮日で、宮崎空港が花のコンクールで国土交通大臣賞を受けていましたけれども、これも事業者でございますが、空港と地元、行政が一緒になりまして、空港だけでなく、空港までの道路ですとか、それと、各市町村にもブーゲンビリアを配ったり花づくりを教えたりとか、宮崎全体を花で美しくしていこうという取り組みをされており、これが表彰されたわけでございます。こういったことを今後この条例を通じて、よりどころとして、県全体に広げていきたいというものでございます。まずは県民の方に理解してもらおうということで普及啓発ですとか、人材育成、それと、表彰制度も先ほど御説明いたしましたけれども、こういったことについて、予算措置はやっていきたいと考えております。まずは広めていって、県民の、あるいは事業者の意識、そしてまた我々行政職員の意識もそういう方向に持っていきたいと考えているところでございます。

○徳重委員 各市町村それぞれ、環境づくりの

中ではこういうことをやりたいと。それぞれの市町村に、それぞれいいものがあるわけですから、いろいろ提案をしていただいて、それを確実にやっていくと。

4月から始まるこの条例を実のあるものにしていくための考え方というか、ただお願いしますというんじゃなくて、それぞれの市町村のいいものを出していただけるような、そういう方法は考えていらっしゃるものかなと。やってください、景観をよくしてくださいというだけじゃなくて、具体的に、どういう方向で行かれるかという市町村の意見とか、そういったものを県のほうで掌握されて、今どこまで進んでいますかと、事業所なり、あるいは市町村なり、そういったものを集約していくという考え方はないんですか。

○清山委員長 12時を過ぎましたけれど、少しだけ延長して継続していきます。

○巢山都市計画課長 資料の10ページを見ていただきまして、ここは推進計画の策定等に関するところでございますけれども、この(3)番、推進計画を定めようとするときはということでございますが、意見を反映させるために必要な措置を講ずるということで、計画策定の際に意見交換なり、今、言っていたそういう取り組みを、意見を反映させながら実施していきたいと考えております。

○清山委員長 1つだけよろしいですか。

国との関係について全く触れなくていいんでしょうかという質問なんです。市町村については項目があつたり、市町村や県民等の連携というのは書いてあるんですけども、宮崎県内、国道があるし、国管理河川があるし。例えば、御池青少年自然の家あたりなんかは、その視点の確保という意味で、昔は池からすばらしい

高千穂の峰が見えていたものが、杉が伸びてしまつて、山が全然見えなくなって、非常に景観が損なわれているという御意見をいただくんですけれども、あそこは国有林ということで、なかなか前に進まないといいました。

そういう国管理のところもたくさんあると思うんですが、されるとは思うんですけれども、触れなくていいのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○巢山都市計画課長 国の関係につきましては、有識者会議の中で、委員として入っていただきまして御意見をいただき、アドバイスをいただいたところでございます。

具体の景観等に関しましては、市町村が景観行政団体ということで、景観計画の中で必要な計画を盛り込む形になっております。

県といたしましても、国のほうと色々な情報を共有しながら施策をやっていくつもりでございます。

それと、公共事業につきましては、15ページでございます公共事業に係る良好な景観の形成ということで、これも市町村の景観計画に基づきまして、景観重要公共施設という指定を受ければ、それに基づいた公共事業を実施することになっております。

こういった仕組み等を活用しまして、国、県、市町村一体となって推進していきたいと考えております。

○清山委員長 先ほど申し上げたように、市町村が絡まないで、県所有の施設なんかでも、国と直接のかかわりが出てくるものですから、市町村の計画任せではなく、そこはきちんとやっていただきたいなと感じたところでした。

○森山県土整備部次長(都市計画・建築担当)

ちょっと補足させていただきますと、例えば、

国の公共事業で道路ですとか、河川を整備される場合には、我々のほうで15ページに公共事業に係る良好な景観の形成とありますけれども、この中に、公共事業景観形成指針を定めまして、事業される場合は、その中で協力をお願いすることを考えています。

それと、先ほど申された国有林ですとか、そういったところにおきましては、そういう必要性が出てくれば、一緒に協議していった協力してもらおうとか、そういったことを、全体で協議しながらやっていきたいと考えております。

○清山委員長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 済みません。ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時8分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後0時8分閉会